(1) 対労働者法規、

(2) 対他労働従事者法規

(3) 対他ノ特定労働者ノ法規、

五、罰則ニ対スルモノ

(1) 労働関係ニ関スルモノ

(2) 其他ノ問題ニ関スルモノ

ヒ 対一般ニ対スルモノ

七、労働争議ノ解決

協調的当局ノ下ニ立ツモノ 同條上 何モナキカ何セ

八、対官憲ノ態度（十中雑家ヲ見ル）

勅令ヲ解釈スル

九、其他、

一